

法人事業拠点区分貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	270,028,917	165,171,845	104,857,072	流動負債	176,918,445	62,602,537	114,315,908
現金預金	249,429,636	148,199,113	101,230,523	事業未払金	126,757,156	13,243,216	113,513,940
事業未収金	20,547,601	16,920,492	3,627,109	未返還金	35,824,174	35,032,379	791,795
前払金	51,680	52,240	△560	預り金	127,813	136,012	△8,199
固定資産	410,765,103	528,468,276	△117,703,173	職員預り金	1,697,360	1,622,456	74,904
基本財産	107,683,274	115,486,349	△7,803,075	前受金	5,000	0	5,000
建物	67,488,988	71,996,296	△4,507,308	賞与引当金	12,506,942	12,568,474	△61,532
建物付属設備	33,194,286	36,490,053	△3,295,767	固定負債	140,306,292	132,621,452	7,684,840
定期預金	7,000,000	7,000,000	0	退職給付引当金	140,306,292	132,621,452	7,684,840
その他の固定資産	303,081,829	412,981,927	△109,900,098	負債の部合計	317,224,737	195,223,989	122,000,748
構築物	639,352	655,757	△16,405	純 資 産 の 部			
車輛運搬具	4,166,017	4,142,738	23,279	基金	197,449,083	314,535,088	△117,086,005
器具及び備品	1,949,161	2,205,718	△256,557	地域福祉振興基金	197,449,083	314,535,088	△117,086,005
権利	22,500	22,500	0	国庫補助金等特別積立金	20,723,805	23,727,255	△3,003,450
貸付事業等貸付金	743,000	762,000	△19,000	国庫補助金等特別積立金	20,723,805	23,727,255	△3,003,450
退職手当積立基金預け金	23,636,940	22,351,980	1,284,960	次期繰越活動増減差額	145,396,395	160,153,789	△14,757,394
退職給付引当資産	74,179,346	68,006,446	6,172,900	次期繰越活動増減差額	145,396,395	160,153,789	△14,757,394
地域福祉振興基金積立資産	197,449,083	314,535,088	△117,086,005	(うち当期活動増減差額)	△131,843,399	△6,145,021	△125,698,378
長期前払費用	296,430	299,700	△3,270	純資産の部合計	363,569,283	498,416,132	△134,846,849
資産の部合計	680,794,020	693,640,121	△12,846,101	負債及び純資産の部合計	680,794,020	693,640,121	△12,846,101

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の 10% として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1 円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

- ① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と診断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う。

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人運営拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

(4) 法人事業拠点区分におけるサービス区分の内容

法人運営事業

総合福祉センター運営事業

要介護認定調査事業

総合福祉会館運営事業

三潞総合福祉センター運営事業

田主丸老人福祉センター運営事業

福祉バス運行事業

地域福祉振興基金

退職手当積立基金

貸付事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	71,996,296	0	4,507,308	67,488,988
建物付属設備	36,490,053	0	3,295,767	33,194,286
定期預金	7,000,000	0	0	7,000,000
合 計	115,486,349	0	7,803,075	107,683,274

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

- 担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし

- 担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	245,388,400	177,899,412	67,488,988
建物付属設備	43,214,442	10,020,156	33,194,286
構築物	3,911,400	3,272,048	639,352
車両運搬具	73,149,205	68,983,188	4,166,017
器具備品	18,505,648	16,556,487	1,949,161
無形固定資産	5,764,500	5,764,500	0
合 計	389,933,595	282,495,791	107,437,804

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

地域福祉事業拠点区分貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	52,817,102	41,816,834	11,000,268	流動負債	33,967,637	34,936,818	△969,181
現金預金	39,550,431	12,101,071	27,449,360	事業未払金	5,124,601	7,096,653	△1,972,052
事業未収金	13,266,671	29,709,773	△16,443,102	未返還金	22,924,641	22,288,856	635,785
立替金	0	5,990	△5,990	預り金	42,850	0	42,850
固定資産	6,678,502	4,346,712	2,331,790	賞与引当金	5,875,545	5,551,309	324,236
その他の固定資産	6,678,502	4,346,712	2,331,790	負債の部合計	33,967,637	34,936,818	△969,181
車輛運搬具	1,796,204	2,733,350	△937,146	純 資 産 の 部			
器具及び備品	4,292,818	880,882	3,411,936	次期繰越活動増減差額	25,527,967	11,226,728	14,301,239
ソフトウェア	572,000	715,000	△143,000	次期繰越活動増減差額	25,527,967	11,226,728	14,301,239
長期前払費用	17,480	17,480	0	（うち当期活動増減差額）	14,301,239	2,908,364	11,392,875
				純資産の部合計	25,527,967	11,226,728	14,301,239
資産の部合計	59,495,604	46,163,546	13,332,058	負債及び純資産の部合計	59,495,604	46,163,546	13,332,058

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の 10% として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1 円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

- ① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と診断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 地域福祉事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

式)

(2) 拠点区分事業活動明細書 (会計基準別紙4)

(3) 拠点区分資金収支明細書 (会計基準別紙3)

(4) 地域福祉事業拠点区分におけるサービス区分の内容

地域福祉活動推進事業

法人後見事業

共同募金配分金事業

ふれあいのまちづくり事業

生活支援体制整備事業

ふれあい福祉相談所事業

ボランティアセンター運営事業

障害者社会参加促進事業

成年後見センター運営事業

福祉人材バンク運営事業

生活福祉資金貸付事業

福祉サービス利用援助事業

生計困難者に対する相談支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

該当なし

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし

- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	3,748,590	1,952,386	1,796,204
器具備品	8,993,346	4,700,528	4,292,818
無形固定資産	715,000	143,000	572,000
合 計	13,456,936	6,795,914	6,661,022

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

介護保険事業拠点区分貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	74,827,343	73,554,542	1,272,801	流動負債	9,032,012	9,663,625	△631,613
現金預金	58,487,078	55,048,767	3,438,311	事業未払金	5,029,139	5,673,946	△644,807
事業未収金	16,340,265	18,505,775	△2,165,510	賞与引当金	4,002,873	3,989,679	13,194
固定資産	284,726,477	291,701,195	△6,974,718	負債の部合計	9,032,012	9,663,625	△631,613
基本財産	80,699,138	85,966,219	△5,267,081	純 資 産 の 部			
建物	77,711,497	81,131,032	△3,419,535	国庫補助金等特別積立金	42,758,838	45,256,341	△2,497,503
建物付属設備	2,987,641	4,835,187	△1,847,546	国庫補助金等特別積立金	42,758,838	45,256,341	△2,497,503
その他の固定資産	204,027,339	205,734,976	△1,707,637	その他の積立金	196,509,026	196,509,026	0
車輛運搬具	12	12	0	人件費積立金	11,789,738	11,789,738	0
器具及び備品	2,021,031	3,109,068	△1,088,037	介護保険事業積立金	184,719,288	184,719,288	0
権利	4,500	4,500	0	次期繰越活動増減差額	111,253,944	113,826,745	△2,572,801
ソフトウェア	1,153,785	1,755,185	△601,400	次期繰越活動増減差額	111,253,944	113,826,745	△2,572,801
退職給付引当資産	4,211,915	4,211,915	0	(うち当期活動増減差額)	△2,572,801	2,620,740	△5,193,541
人件費積立資産	11,789,738	11,789,738	0				
介護保険事業積立資産	184,719,288	184,719,288	0				
長期前払費用	127,070	145,270	△18,200	純資産の部合計	350,521,808	355,592,112	△5,070,304
資産の部合計	359,553,820	365,255,737	△5,701,917	負債及び純資産の部合計	359,553,820	365,255,737	△5,701,917

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の 10% として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1 円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を

徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と診断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 介護保険事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

(4) 介護保険事業拠点区分におけるサービス区分の内容

居宅介護支援事業

訪問介護事業

通所介護事業

介護予防・日常生活支援総合事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	81,131,032	0	3,419,535	77,711,497
建物付属設備	4,835,187	0	1,847,546	2,987,641
合 計	85,966,219	0	5,267,081	80,699,138

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

・担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし

・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	146,134,000	68,422,503	77,711,497
建物付属設備（基本財産）	56,656,500	53,668,859	2,987,641
車両運搬具	20,276,190	20,276,178	12
器具備品	16,112,274	14,091,243	2,021,031
無形固定資産	6,879,400	5,725,615	1,153,785
合 計	246,058,364	162,184,398	83,873,966

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

障害福祉サービス事業拠点区分貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	15,423,218	12,520,435	2,902,783	流動負債	773,285	829,693	△56,408
現金預金	13,469,358	10,587,185	2,882,173	事業未払金	505,036	577,393	△72,357
事業未収金	1,953,860	1,933,250	20,610	賞与引当金	268,249	252,300	15,949
				負債の部合計	773,285	829,693	△56,408
				純 資 産 の 部			
				次期繰越活動増減差額	14,649,933	11,690,742	2,959,191
				次期繰越活動増減差額	14,649,933	11,690,742	2,959,191
				（うち当期活動増減差額）	2,959,191	3,293,675	△334,484
				純資産の部合計	14,649,933	11,690,742	2,959,191
資産の部合計	15,423,218	12,520,435	2,902,783	負債及び純資産の部合計	15,423,218	12,520,435	2,902,783

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の 10% として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1 円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

- ① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を

徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と診断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う。

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 障害者福祉サービス事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

(4) 障害者福祉サービス事業拠点区分におけるサービス区分の内容
居宅介護事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。
該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。
該当なし
- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。
該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし